○ 公認会計士法施行規則(平成十九年内閣府令第八十一号)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改

める。

備考 表中の []の記載は注記である。	[3~5 略]	る措置十二第二項の証明書に記載すべき事項を記録したものを交付す	二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに法第三十四条の一 [略]	、次に掲げる措置とする。	法第三十四条	第二十四条の二 [略]	(監査証明の業務の執行に係る情報通信の技術を利用する方法)	[3~5 略]	ものを交付する方法「電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録した	1
	[3~5 同上] たものを交付する措置	法第三十四条の十二第二項の証明書に記載すべき事項を記録し実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに	二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確一 [同上]	げる措置とする。	条の	第二十四条の二 [同上]	(監査証明の業務の執行に係る情報通信の技術を利用する方法)	[3~5 同上] 情報を記録したものを交付する方法	実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに二一磁気ティスクその他これに準する大法により一定の情報を確	